**平成２２年（フ）第３２７号**
静岡県富士市蓼原1075番地の３　レオニズ302号
債務者　佐々木慎也
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第３６３号**
愛知県蒲郡市形原町石橋47番地１　シーサイドハイツ小林301
債務者　森長　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第７号**
愛知県豊川市三上町野地107番地
債務者　藤田　君代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第８号**
愛知県豊橋市忠興３丁目６番地の１
債務者　山崎伊沙也
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第１号**
長崎県佐世保市光月町７番２号　緑ヶ丘Ｂ―７
債務者　田中太之亮
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
長崎県西海市西海町中浦北郷2295番地
債務者　反田　静夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第６００号**
青森市岡造道３丁目９番15号
債務者　坂本　久志
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第６０１号**
青森市岡造道３丁目９番15号
債務者　坂本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第６３２号**
青森県上北郡七戸町字野続22番地４　第二野続住宅21号
債務者　峯田真恵美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４号**
青森市大字大野字山下120番地５　ドリームハイツＢ―202
債務者　藤川　清子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６号**
青森市浪館前田２丁目５番23号
債務者　芦田　　均
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９５０５号**
大阪市大正区泉尾１丁目17番30―401号
債務者　一岡さくら
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１１８号**
大阪府守口市東光町１丁目15番４号
債務者　淡島　勝彦
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２２６号**
大阪府八尾市小畑町２丁目50番地
債務者　上田　陽久
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２５９号**
大阪府八尾市教興寺２丁目124番地
債務者　喜　加津子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部